

お客さま各位

2023年4月17日
イオン少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に感染症法上の位置付け変更に伴う取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

イオン少額短期保険株式会社（以下「当社」）は、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）上の「五類感染症」に変更された場合の取扱いについて、以下の通りお知らせいたします。

① 「入院の特別取扱」について

2020年4月より実施しておりました入院の特別取扱（以下「みなし入院」）を終了いたします。

これに伴い、契約始期日に関わらず、2023年5月8日（月）以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方については、約款上の「入院」に該当した場合にのみ、入院保険金等のお支払い対象となります。

※「入院」につき当社約款において下記の通り定めております…病院または診療所において治療を目的とする入院をいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドッグ検査、単なる疲労、通院不便のための入院は該当しません。

【入院保険金等のお支払い対象】

診断日	ケース		
	病院または診療所に入院された場合 (約款における取扱)	宿泊施設または自宅で療養された場合 (「みなし入院」)	
		重症化リスクの高い方	左記以外の方
2022年9月25日（日）まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	○ お支払い対象
2022年9月26日（月）から 2023年5月7日（日）まで	○ お支払い対象	○ お支払い対象	× お支払い対象外
2023年5月8日（月）以降	○ お支払い対象	× お支払い対象外	× お支払い対象外

「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方」「妊娠中の方」をいいます。

② 見直しの背景等

2023年1月27日（金）の新型コロナウイルス感染症対策本部の決定を受け、政府より、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、2023年5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「五類感染症」に位置付けるとの方針が公表されました。

予定通り「五類感染症」へ位置付けが変更された場合、新型コロナウイルス感染症は季節性インフルエンザ等と同様の位置付けとなります。また、感染症法の規定を根拠に講じられている「入院措置・勧告」等も適用されないこととなります。当社はこうした点を踏まえ、2023年5月8日（月）以降に診断された場合について「みなし入院」を終了することとしました。

なお、2023年5月7日（日）以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方については、2023年5月8日（月）以降も保険金をご請求いただけます。

また、新型コロナウイルス感染症と診断され、当社約款に定める「入院」に該当する場合は、2023年5月8日（月）以降も入院保険金等のお支払い対象となります。

③ 早期請求のご協力をお願い

厚生労働省より、My HER-SYS の療養証明書機能について、2023年5月7日（日）までに保健所への発生届出・入力が行われている場合には同年9月末まで利用が可能と発表されています。同年10月以降の利用については未定となっていることから、医療機関・保健所の負担軽減に充分配慮していく観点より、My HER-SYS の療養証明を利用した早期ご請求にご協力くださいますようお願い申し上げます。

以上